

柏市地域公共交通会議設置要領

(目的)

第1条 柏市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者及び組織等の指名する者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者のうち協議対象となる輸送サービスに関係する事業者
- (3) 社団法人千葉県バス協会
- (4) 柏地区タクシー協会
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 千葉運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 千葉県東葛飾地域整備センター柏整備事務所
- (9) 柏警察署
- (10) 柏市長が指名する市職員

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長をおき、主宰者の柏市職員の中からこれを充てる。

- 2 会長は，交通会議を代表し，会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には，あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 交通会議の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 交通会議は，原則として公開とする。
- 6 交通会議の庶務は，柏市都市計画部交通政策課において処理する。

（意見の聴取等）

第5条 会長が必要と認める場合は，構成員以外の関係者の出席を求めてその意見を聴き，又は資料の提供を求めることができる。

（協議結果の取り扱い）

第6条 交通会議における議事及び協議が整った事項について，関係者はその結果を尊重し，当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（補則）

第7条 この要領に定めるもののほか，交通会議の運営に関して必要な事項は，会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要領は，平成19年3月7日から施行する。

附 則

この要領は，平成19年4月23日から施行する。